

# 1975年 Children Act と子の福祉 IV

— 養子法を中心として —

三 田 地 宣 子

はしがき

- 1 立法の背景
  - 2 養子制度の目的とその変化
  - 3 子の福祉の原則 — 以上20号
  - 4 養子縁組の斡旋
  - 5 養子縁組の要件
  - 6 養子縁組に対する同意 — 以上21号
  - 7 養子決定の手續 — 22号
  - 8 養子決定の効果
- むすび — 以上本号

## 養子決定の効果

### (イ) 親権との関係

1976年法12条は養子決定に基づく親権の移転について次のように定める。末尾の( )内の数字は1975年児童法の該当条文である。

- (1) 養子決定とは養親の申請に基づき子に関する親としての権利・義務を養親に移転する決定で、権限ある裁判所<sup>97)</sup>によってなされたものをいう (s. 8(1))。
- (2) 決定前の期間については養子決定は親としての権利・義務<sup>98)</sup>に影響を与えない (s. 8(2))。

97) 1976年法62条参照。裁判所の決定が不可欠であることについて、Humphreys v. Polak [1901] 2 K. B. 383; Brooks v. Blount [1923] 1 K. B. 257. 及び1973年後見法1条2項参照。ホートン委員会は今後とも養子決定が裁判所によってなされることを必要とし (Cmd. 56), その理由として縁組により関係者の法的地位に永久的変更が生ずるのだから関係者の権利・利益の保護とりわけ子の利益のため、関係者間で利害が対立した場合の調整・解決のため及び国籍、住所に関する法律問題の解決等のため裁判所の決定にかからせることを全員一致で認めている (para. 232)。

98) 1975年児童法85条は親としての権利、義務の内容を特定していない。これに関する代表的な論文としてEekelaar, What are Parental Rights? 89 L. Q. Rev. 210 (1973); Hall, The Waning of Parental Rights, 31 Camb. L. J. 248 (1972); Kleinfeld, The Balance of Power Among Infants, Their Parents and the State, 4 Fam. L. Q. 410 (1970) があり、最近では D. Kiser, Termination of Parental Rights—Suggested Reforms and Responses, 16 J of Fam. L. 2, 239 (1978) がある。イギリスには親権という観念がなく特に今日では親としての権利・義務は親が子に対して負う社会的義務ないし職能の全体であるとされている。その内容としては次のようなものが承認されている。(i) 嫡出子の父母は子に対し平等な地位にある (1973年後見法s. 1 (1))。非嫡

- (3) 養子決定により次のものはすべて消滅する (s. 8(3)).
- (a) 親としての権利・義務で
    - (i) 決定直前に子の親又は後見人であった者(養親の一人でない)が有し、又は
    - (ii) 裁判所の決定に基づき他の者が有しているもの
  - (b) 協議 agreement 又は裁判所の決定に基づく金銭の支払義務で決定後の子の扶養や親としての義務に関するもの
- (4) (3)(b)は協議に基づく次の義務には適用されない (s. 8(4)).
- (a) 信託設定に関するもの
  - (b) 決定により消滅しない旨が明定されているもの

出子については母が排他的権利をもつ。Bevan, *op. cit.*, P. 302. (iii) 親は子の身柄を占有する権限をもつ。但し子の福祉 (J. v. C. [1970] A. C. 668) や子の住所を定める権利 (Re S. [1967] 1 All E. R. 202) とのバランスを保つ必要がある。さらに弁識能力を備えた年令 (男子14歳, 女子16歳) に達すれば人身保護令状により占有に関する権限を行使しえなくなる。親としての権利は子の年令が高いほどその希望に反して強行することを裁判所がためらうような縮減して行く性質をもつ。それはコントロールの権限で始まり助言以上の何の意味ももたない状態で終了する (Hewer v. Bryant [1970] 1 Q. B. 357)。非嫡出子の母は子の身柄を占有しうる (Barnardo v. McHugh [1891] A. C. 388)。推定上の父は当然にかかる権利をもつものではない (Re. Adopiton Application 41/61 [1963] Ch. 315)。 (iii) 子の身柄を占有していない親は子に対する面接交渉権をもつ。S. v. S. and P. [1962] 2 All E. R. 1 で Willmer 判事は面接交渉権を「どの親にとっても基本的な権利」であるとしているが, M. v. M. [1973] 2 All E. R. 81 で Wranghan 判事は子の基本的権利とよび, Latey 判事は「親はいかなる面接についての権利ももつものではない」としている。面接交渉権は, こうして親子の接触が子の福祉にとって有益な場合に認められることになったが親の利益や希望・血縁が全く考慮事項から削られたわけではない (Re T (1973) 3 Fam L. 138)。しかし子の意思に反し親と面接することを強制されることはない。B. v. B. [1971] 3 All E. R. 682 はかかる権利は廃止されたとしている。(iv) 親は教育決定権をもつ。1944年教育法73条は, 子は親の希望にしたがい教育を受けるもので地方当局は親の希望に留意すべきであるとしている。しかし必ずしも文言通り親の意思を尊重しているわけではない (Cunings v. Birkenhead Corp [1972] Ch. 12; Wood v. L. B. of Ealing [1967] Ch. 364 参照)。Eekelaar はこの権利を「二者択一の権利ではなく, 親がそうした希望を述べることのできる自由をもつにすぎない」としている (Eekelaar, *op. cit.*, p. 218)。教育に関する親の義務は明白で親は義務教育年令にある子に対し年令・能力に応じてフルタイムによる教育を確保すべきである (1944年教育法36条。London School Board v. Jackson (1881) 7 Q. B. D. 502)。(v) 親は宗教と宗教教育に関する決定権をもつ。この権利もそれが子の福祉を増進する限りにおいて認められる (J. v. C. [1970] A. C. 668)。もし子が自らの信仰をもっていれば親の信仰を子に押しつけることは子の福祉に反する (Stourton v. Stourton (1857) 8 De G. M. & G. 760; Re W. [1907] 2 Ch. 557)。しかし子が自らの信仰をもつに足る年令に達していない場合は子の福祉に反しない限り親の希望が尊重される。(vi) 親は子の労役によるサービスを受ける権利をもつ。この権利は強制力がない。Eekelaar はこの権利は現代の親の権利の観念と合わないとしている (Eekelaar, *op. cit.*, p. 821)。(vii) 親は子に対する懲戒権をもつ。1933年青少年法 s. 1(7); 1973年未成年者保護法 Protection of Minors Bill (子を罰する親の権利を留保するもの) 参照。Eekelaar は「子を法律上監督する者に一般的に認められる単なる自由にとすぎず, 権利とはいえない」としている (Eekelaar, *op. cit.*, p. 224)。(viii) 親は16歳以上18歳未満の子について婚姻同意権をもつ。1949年婚姻法 s. 3(1) と sch 2 参照。(ix) 未成年者後見法の下で, 子の財産管理権をもつ (1973年未成年者後見法 s. 7(1))。(x) その他16歳以下の子に関する医療についての同意権 (1969年改正家族法 s. 8), パスポートの発行を申請する権利 (H. L. vol. 340, col. 669; H. L. vol. 856, col. 451), 後見人の指名権 (1971年未成年者後見法 s. 4), 養子縁組に関する同意権 (1975年法12条) 等をもつ。Bevan, *op. cit.*, pp. 365-367 参照。

1958年法13条では養子決定により子の将来の監護・扶養・教育についての子の親・後見人のすべての権利・義務・責任は後見人の指名権・婚姻同意権も含めて消滅し、あたかも子が養親の適法な婚姻に生れた子であるかのように養親に帰属すると定めていた。1926年法は5条1項及び2項に同様の規定を置いていた。それが1950年法46条及び別表4により第1項が、1949年児童法10条5項により第2項が改正され、さらにそれらが上記1958年法13条の規定となった。それが1975年児童法別表4により廃止され同法8条（1976年法12条）に置きかえられた。

1975年児童法は親としての権利・義務に関連して一連の規定を新しく入れた。親としての権利・義務とは子（嫡出子か否かを問わず）に対して嫡出子及びその財産に関し、法律上父母が有するすべての権利・義務をいう。これには面接交渉権ならびに権利・義務に含まれる他の要素を含む(s.85(1))。親(実親・養親とも。推定上の父は除く。)・後見人は当然に法的監護権 legal custody をもつ。法的監護権とは子の身上に関する親としての権利・義務(子の住所・生活様式の決定を含む)をいうが法的監護権があっても親・後見人以外の者は子を連合王国から移住させ又はその取決めをすることができない(s.86)<sup>99)</sup>。離婚・別居に際し法的監護権から日常的世話である保護・監督の権限が分離し、父、母又はその他の者に分属する場合がある。この日常的世話を現実の監護 actual custody とよぶ。これは単独であると他の者と共同であるとを問わず子の身柄を現実保護していることをいう(s.87(1))。子について法的監護権をもたない者が子を現実保護している場合、その者は法的監護権を有する者が負う義務(権利ではない)を負う(s.87(2))。子が病院・学校の寮に入っていて一時的に現実の監護をもつ者の手を離れていても現実の監護はなお続いているものとみなされる(s.87(3))。

養子決定により1976年法12条3項(a)により子に関して出されていた監護決定や青少年法に基づく適任者決定 fit person order 及び児童法に基づく地方当局の親権引受の決定等他

---

99) 法的監護権・現実の監護に関する規定は1975年法で初めて入れられた。これは新設の監護者権決定custodianship order と関連する。監護者権決定により法的監護権は監護者custodian(s)に移転する(1975年児童法s.33)。監護者権決定の場合の監護権はいわば後見に近い広義での使用である(財産管理権の有無等後見人とは異なる面がある)。広義の監護権を狭義のそれと現実の監護に分割するやり方は第二次大戦後監護権から日常的保護・監督を分離し離婚・別居に際し父母にそれを分属させた実務上の処理に由来している(Allen v. Allen [1948] 2 All E. R. 413; Wakeham v. Wakeham [1954] 1 All E. R. 434 参照)。法的監護権をもつ者は決定権を行使しうることを中心とする一束の権利をもつ。現実の監護をもつ者は子と共に住む者であり義務と制限された権限をもつ。決定権の多くは現実の監護をもつ者にはないが、日常的問題の処理はできる。但し、こうした法的監護権と現実の監護の分離には批判がある。現実の監護をもつ者に決定権を与えなければ子の監護はできないし、子の利益は共に暮している家庭の中で現実の監護をもつ親によってこそ確保されるという理由による。Hopkins, Rights and Duties in Relation to Children, 7 Fam L. 6. 168 (1977)。

の法律による決定は効力を失なう<sup>100)</sup>。

12条3項(b)によって子の扶養に関する命令・決定・協議は4項の場合を除き、裁判所の決定によるものであれ当事者の合意によるものであれ全て終了し扶養義務は養親の負担するところとなる。但し養子決定の時すでに支払期にあるものについては請求しうる。

親としての権利がすべて養親に移転するという原則には例外がある。すでに述べた如く(本誌22号101頁注85参照)、裁判所は1973年のRe J事件以来養子決定にもかかわらず実親に子との面接交渉を認める判決をいくつか出している。これは養子決定には裁判所が適当と思量する *thinks fit* 条件を付すことができるという規定(1958年法 s. 7(3), s. 12(6), s. 8(7))に基づき、本来実親との関係を断絶することを養子縁組の本質として来た伝統を修正し、子と実親との関係を一部存続させるものである。1958年法によって非嫡出子の救済から出発したイギリス養子法が広く要保護児童一般の救済を目的とする制度に転じたこと及び子が家族について理解しうる年齢に達している場合、突然親子関係を人為的に切断することがいかに不自然で、かつ子の福祉に反することによるものである。存続する面接交渉が親の権利という色彩を喪失しているとはいえこうした傾向は子の福祉の視点から今後さらにふえることであろう。

嫡出子について養子決定により養親が子の母でかつ独身である場合を除き、子に関する扶養命令・決定・協議は効力を失なう(s. 15(11))。1958年法は、非嫡出子について養子決定があった後、養親が子の母である場合を除き、いかなる扶養命令・決定もなされない(s. 15(2))旨定めていたから子が実母により養子とされ、かつ母が独身の場合扶養料に関する命令・決定・協議が効力を失わないだけでなく養子決定後に母の申請に基づいて父に扶養義務を負わせることができたが<sup>1)</sup>1976年法では養子決定により非嫡出子は母の嫡出子となり(s. 39(4))、父との関係は終了するから実母による単独養子の場合にも扶養に関する命令・決定・協議は例外なしに終了する。したがって扶養能力のない母による縁組は認められないことになる。

養親による子の扶養に関連して1975年児童法は特色ある規定を設けた。養親のみが扶養義務を負担するという原則と縁組に関連して支払を求め、支払をなし又その約束をするこ

100) 他に、1971年未成年者後見法 s. 9(2)に基づく決定(1973年後見法 sch 2, pt. IIにより拡張された)、1971年未成年者後見法 s. 3に基づく生存配偶者と共同で行う後見人の選任、1971年未成年者後見法5条による親・後見人その他親としての権利・義務を行う者がいない場合の子に対する後見人の選任及びその他の後見手続中における裁判所の決定等を含む。

1) 扶養決定 *affiliation order* は非嫡出子の推定上の父と確認された者に子の母又は決定に明示された他の者に週毎その他の方法で子の扶養料を支払う決定である。1958年法では「独身の母」の意義及びその身分を決定する時期について争いがあった。「独身の母」を現に結婚していない女性(例えば、未婚、死別又は離婚、無効婚による女性)に限るもの、法律上の別居又は別居に関する条項を含む婚姻訴訟上の決定及び姦通により夫による扶養の終焉した場合の妻も加えるというものがあつた。身分決定の時期に関しては一般に養子決定の時とされていた。Bevan, *op. cit.*, pp. 367, 368.

とを禁じる1958年法を修正し32条により1958年法50条に次の規定を付加した。

(1) 養子機関が国務大臣に対しその機関の斡旋にかかる子を養子とした者又はしようとしている者に対し手当を支給することに関する機関の計画 scheme を述べ、国務大臣がそれを承認した場合には支払禁止に関する規定は、その計画に従がってなされた支払には適用されない。(s. 57(4), s. 32(4))。

(2) 国務大臣は(1)により計画を承認した場合にはいつでも計画を変更し又は機関の計画変更を承認しあるいは計画を取消しうる (s. 57(5), s. 32(5))。

(3) 国務大臣は1975年児童法32条が発効してから7年以内に発効以後の計画の実施状況 operation に関する報告書を作成し、さらにその後5年ごとに前作成の報告書以後の計画の実施状況について報告書を作成しなければならない (s. 57(6), s. 32(6))。

(4) (5)の制限の下に(1)は1975年児童法32条が発効した日から7年目 seventh anniversary にその効力を失う (s. 57(7), s. 32(7))。

(5) 国務大臣は(4)に定める7年目の到来以前いつでも(4)の規定を廃止する決定をなしうる (s. 57(8), s. 32(8))。

(6) (5)の決定は(3)により報告書が作成されていなければなしえない (s. 57(9), s. 32(9))。

(7) (1)の有効期間が満了し又は国務大臣により計画が取消されたとしても支払禁止を定める57条1項は有効期間満了の前後を問わず又計画の取消の有無にかかわらず、計画が取消されなかった時は(1)の有効期間満了前又は計画が取消された時は取消の日以前に(1)による計画に基づき手当支給を受けた者に対しては適用されない (s. 57(10), s. 32(10))。

手当支給に関する規定はホートン委員会の勧告に由来する。委員会ではこの問題をめぐり賛否両論があった。反対意見は養子縁組と後見とは異なるものであること、養子決定により子が養親の子として生れたと同一の地位を得るという原則に反するという理由でいかなる形の手当支給にも反対した。賛成意見の主な理由は手当支給により特別なニードをもつ子どもと多くの家庭に受入れられることが容易になるという点であった。Rowe & Lambert, Children Who Wait (1973) によるとそうした子の数は表8, 9の通りである。この点につき反対意見は実親が受けられないような手当を養親に与えるのは公平に反すると反論している。賛成者も財源を国家のそれに求めることには反対であった (para. 93)。

最終的な委員会の意見は次のようなものであった。養親に一般的にかかる手当を与えるのではなく手当を必要とする状況の場合、例えば障害児の養子縁組について、又は数人の子が一緒に同一の養親に養子とされるのが望ましいが養親にそれだけの資力がないといった場合について認めようとするものである。手当支給の可否を決めるため実験的に実施を試みるにしても1958年法の禁止規定の下ではそれができない故、実験を可能にするため国務大臣により特別な権限を付与された若干の慈善団体に対し手当支給を認めるべきで

(para. 94), 国務大臣の一般的監督の下に手当支給に関する実験的計画を認めるよう法を改正しなければならない (Cmnd. 17)。

表8 保護にある子の養子縁組の必要度

保護にあたった期間	現在の年齢				全年令
	2歳以下	2歳～4歳	5歳～7歳	8歳～10歳	
	%	%	%	%	%
2年以下	100	48	23	14	33
2年～3年	—	43	36	21	30
4年～5年	—	9	26	15	15
6年～7年	—	—	15	19	11
8年以上	—	—	—	31	11
子の数	100	100	100	100	100
	50	173	193	210	626

Rowe & Lambert, Children Who Wait (1973) Table 5 による。

表9 望ましい養育形態

現在の年齢	里親	里親	里親	養子縁組	家庭を必要とする全児童
	(期間は不確定)	(永続的)	(将来は養子縁組)		
	%	%	%	%	%
2歳以下	3	3	12	51	8
2歳～4歳	30	20	35	40	28
5歳～7歳	34	36	25	3	31
8歳～10歳	33	41	28	6	33
子の数	100	100	100	100	100
	178	249	164	35	626

Rowe & Lambert, Children Who Wait (1973) Table M 2 による。

手当支給については議会でも意見が対立し下院では議長の決定投票により制定された行きさつがある。この制度により施設で幼・少年時代を送る、いわゆる多くの「待っている子」が縁組によることができるようになり、一方長期里親で手当なしには子を扶養できない者が容易に縁組を求めることができるようになるとして歓迎された<sup>2)</sup>。

本条の規定では計画が満すべき要件、国務大臣が認可を与える基準について明らかにされていない。手当支給は養子機関が行なう。政府が計画推進のため中央ファンドを設けな

2) 手当支給が養子縁組にどれだけの効果をもつかは簡単には推測できない。家庭への子のプレイメントの障害になる事由として次のようなものが挙げられているからである。兄弟の存在: 34%, 住居の不足: 33%, 里親に対する不信: 29%, 実親の能度: 21%, 子の行状: 19%, 皮膚の色: 17%, 実親の行状: 15%, 子の年齢: 13%, 新しい家庭との不調和: 12%, 子の記憶・実親との交渉の存在: 11%, 放置され又はされがちな状況: 20%。Rowe & Lambert, op. cit., p. 75参照。

い理由について Owen 国務大臣は「多くの場合実験的計画に該当する子はかかる制度がなければ引き続き地方当局の養育に委ねられるであろう。その場合の養育費より養親に対する手当は少なくすむであろう」と述べている。支給期間は各計画の定めるところによる。規定には期間の制限に関する規定はないが、子が16歳に達するまであるいは心身の障害の解消までと考えるのが妥当であろう。この制度が現段階で試行的意味をもちその結果如何によって延長されることは57条7項・8項から明らかである。計画承認の取消・期間満了に関する特例は手当を信頼して子を養子とした場合に対する配慮と見ることができよう。

養子決定は次の場合を除き無効・取消にかからず離縁という制度もない。養子法が未成年者の保護・養育を目的とし、養子決定により実親との関係を断ち、新たな親子関係を発生させた上は手続上の瑕疵や新たな事情の発生を問題にせず養親子関係の維持をはかるのが子の福祉にかなうからである。養子決定が無効とされるのは外国養子決定についてのみで、決定が公序良俗に反する場合及び裁判所が管轄権を有しない場合である (s. 53(2))。取消原因とされるのは準正による嫡出子の身分の取得と外国養子決定に関するもののみである<sup>3)</sup>。前者は養親子関係を嫡出親子関係に変更するもので親子関係そのものを消滅させるものではない。1926年法では父又は母のみによって養子とされた者が後に父母の婚姻により準正された場合、養子決定をなした裁判所は利害関係人の申請に基づき決定を取消し (s. 26(11))、登録局長官は登録簿中の養子に関する事項を抹消し (s. 26(2))、再登録をする (s. 27)ものとされていた<sup>4)</sup>。一方1926年準正法 Legitimacy Act は準正子とされるには非嫡出子の父母が結婚するだけでなく、子の出生時、父母の一方が第三者と結婚しておらず、かつ父がイングランドかウェールズに住所を有していることを要件としていた (s. 1(3)) から1958年法の規定とはくい違いがあった。1959年準正法は1926年準正法を改正し子の父母が子の出生時第三者と結婚していないことという要件を削除した。1960年養子法はこれを受けて1959年準正法によって嫡出子とされる子が父又は母によって養子とされていた場合、裁判所は利害関係人の申請に基づき決定を取消すと規定し1958年養子法26条と同じ内容となった<sup>5)</sup>。1976年養子法はこれらを整理し52条に次のように規定する。

3) アメリカでは多くの州が養親・養子・養子機関の申請に基づき養子決定の取消を認めている。例えばニューヨーク州家事関係法114条・118条。Stone, op. cit., p. 240.

4) Bevan, op. cit., pp. 249. 250. このルールは最終的にIn re Grove (1888), 40 Ch. D. 216により確立された。

5) 1976年準正法は次のような規定を置く。；非嫡出子の父母が互に婚姻した場合、非嫡出子の父が婚姻の日にイングランドかウェールズに住所を有すれば子は婚姻の日から嫡出子となる (s. 3)。；非嫡出子の父母が互に婚姻した場合、父が婚姻の時イングランドかウェールズに住所をもたなくとも子が婚姻による準正を認める法の下にあれば子は婚姻の日から嫡出子となる (s. 4)。；1975年児童法sch. 1 para 3 は実親の一方が単身の養親である場合、養子が前記 s. 3. により準正されるのを妨げない。養子 (単身の養親による) が準正された場合、1975年児童法 sch. 1, para. 3(2) は他方の実親との実親子関係に対し準正後は適用されない。

(1) 父又は母のみによって養子とされていた子が後に父母の婚姻によって準正子となった時は養子決定をした裁判所は利害関係人の申請に基づいて決定を取消す (s. 52(1))。

(2) 1959年準正法1条により準正された者が同法施行前その父又は母によって養子とされている場合 (s. 52(2)), 及び外国養子決定により父又は母のみの養子とされた者が父母の婚姻により準正された場合 (s. 52(3)) にも決定は取消される。

外国養子決定が取消されるのは養親又は養子の属する国の国内法により養子縁組が禁止される場合 (s. 53(1)(a)), 養子の属する国の縁組同意に関する現行法に違反する場合 (s. 53(1)(b)), 及び養子決定を有効とする国の現行法により縁組が違法とされる場合 (s. 53(1)(c)) である。

決定が取消されると準正に基づく取消にあっては出生再登録がなされ (sch. 1, para. 5), 外国養子決定の取消については養子登録簿中の養子に関する登録事項が抹消される (sch. 1, para. 6)。

#### (ロ) 養子に対する効果

(i) 嫡出子の身分及び市民権の取得。

養子決定の効果は養親子間に嫡出親子関係を創設することである。1976年法は養子の身分について39条に次のように規定する。末尾( )内の数字は1975年児童法の該当条文である。

(1) 養子は法律上、養親が夫婦である場合には、あたかも養子が婚姻の子として生れたように(挙式後に実際生れたか否かにかかわらず)、その他の場合には養親の婚姻に生れた in wedlock かのよう(養親の実際の婚姻の子としてではなく)取扱われる (sch. 1, para. 3(1))。

(2) 養子は(3)の場合を除き法律上、養親の子であり、養親以外の何人の子でもないものとされる (sch. 1, para. 3(2))。

(3) 子が実親の一方によって養子とされ、しかも単独養子である場合、その親との関係に基づく財産権 entitlement to property 又はその関係に基づく他の事項に関しては(2)は適用しない (sch. 1, para. 9)。

(4) 養子は本条により非嫡出子の身分を脱する (sch. 1, para. 3(3))。

(5) 以上の効果は1976年1月1日以前の養子決定については1976年1月1日から、それ以後の場合は養子決定の日から効力を発する (sch. 1, para. 3(4))。

(6) 反対の意思のない限り39条は養子決定前又は後に制定又は協定された立法・協議について適用され (sch. 1, para. 3(5)), 養子決定後又は1975年12月31日後のいずれか後においてなされた事項、事件にも適用される (sch. 1, para. 3(6))。

なお、ここでいう養子決定には1976年法のほか1975年児童法及び1958年法による養子決



定、スコットランド・アイルランド・マン島又はチャネル諸島における養子決定及び外国養子決定を含む (s, 40(2))。

前記1958年法13条は親権の移転に関連して養子は養親に対し養親の適法な婚姻に生れた子の地位に立つ (s, 13(1))、共同養子の場合、夫婦は13条1項に定める親としての権利・義務及び子の監護・扶養・面接交渉に関する命令につき相互に養子に対し適法な父母と同一の地位に立ち、養子は養親に対し適法な父母に対すると同一の地位に立つ (s, 13(2)) としていた。

39条によって認められる新しい親族関係 relationship を養親族関係 adoptive relationship とよび男の養親 male adopter を養父 adoptive father, 女の養親 female adopter を養母 adoptive mother とよぶ。その他の養親族関係にある者をその親等での養親族とよぶ。但し adoptive という語を取り去った親・親族という用語で養親族関係を表現してもよい (s. 41, sch. 1, para. 4)。1958年法は養親族関係の呼称に関する規定をもたない。

市民権に関しては1976年法40条1項・2項は1958年法19条1項・2項と同様の規定を置き養子が連合王国及び植民地の市民でない場合、養親又は共同養子においては養父が連合王国及び植民地の市民であれば子は養子決定の日から連合王国及び植民地の市民となり、この場合の養子決定にはスコットランド、北アイルランド、マン島及びチャネル諸島での決定を含むとしている。さらに3項に条約養子決定が無効その他の理由で効力を失った場合でも1958年法19条により養子決定の結果連合王国及び植民地の市民となった子の地位に変化はないと定める。

(ii) 禁婚親族関係について。

養子決定により養子と養親の親族との間には全血たると半血たるとを問わず養親族関係が発生するから養親子間のみならず養子と一定養親族間にも近親婚の禁止に関する規定が適用される (1969年婚姻法3条)。但し養子と養親の子 (実子・養子を問わず) の間の婚姻は禁止されない。禁婚範囲の親族 within the prohibited degree of consanguinity となると再縁組等により親族関係が消滅した後も婚姻の禁止は継続する。一方養子決定により子と実親及びその親族との間が法的に切断されても血縁は継続しているのだから優生学上禁婚関係を解くことはできない。それ故養子は未成年者であっても婚姻に先立ち相手との血縁関係の有無を確認するため正規の出生証明書の交付を求めることができる。禁婚親族として問題になる以外は養子決定によって子は実親の子 (再縁組の場合は前の養親の子) でなくなるのだから実親 (又は前の養親) を通じての親族関係の一切が終了することになる。

(iii) 財産上の効果

1926年法では養子決定により縁組当事者は何ら財産上の変化を受けなかった。イギリス養子法がもつばら子の養育を目的とし身分上の効果を確保することに満足したこと、養子

に相続権を与えることで他の相続人を害してはならないことがその理由であった。したがって養子は身分関係は断絶していても財産に関してはなお実親の子であった。逆に縁組により財産関係が影響を受けないことが実子をもつ親による養子縁組に何の規制を設けず子のための養子法の発展をみた理由でもあった。

1926年法は反対の意図のない限り生前処分・遺言処分における「子」に養子又はその直系卑属を含まないとしていたから養子に財産を与えるには養子を承継人として指定した遺言を残すほかなかった。養親が無遺言で死亡すると養子は遺産に何の権利も有しなかった。その不都合を避けるため1949年法は

(1) 1949年以後に無遺言で被相続人が死亡した場合、相続及び遺言による処分が無効な財産について養子が養親の適法な婚姻から生れ、かつ養親以外の誰の子でもないとして養子に財産の帰属を認めた。

(2) 1949年以後になされた他の処分（生前処分たと遺言処分たとを問わない）について明示・黙示を問わず反対の意図の見られない限り養親のいう「子」は養子を含み、逆に実親のいう「子」は養子にやっただ子を含まず、養親族関係にある者を相続の認められる親族関係に含ませた。

これらの改正により養子は養親に実子その他の相続人がいても相続権を与えられることになった。

1958年法はこれを受けつぎ同様の規定を(1)については16条1項、(2)については同条2項に置いている。さらに17条で16条に基づく財産の帰属について定めるにあたり養子と養親又は養親の一方の実子である他の子との関係について定め共同養子の場合で、かつ他の子が夫婦の実子又は養子である時は、全血兄弟姉妹として取扱われるものとしている(s. 17(1))。

これに対し1976年法はさらに詳細な規定を置いている。まづ42条に解釈の指針を置いている。

(1) 反対の意図が示されない限り42条の原則は、財産処分 disposition of property に関する証書（現在の証書を除く）に適用される (s.42(1), sch. 1, para 6(1))。

(2) 相続の際、子の出生日が問題になる場合には養子は養子決定の日に生れたものとし、同じ日に二人以上の子が養子決定により同一の養親の子とされた場合にはその実際の出生日の順序にしたがい出生の前後を決める。但しそれによって子の実際の年齢が変わってくるわけではない (s. 42(2), sch. 1, para. 6(2))<sup>6)</sup>。

6) s. 42(2)が適用される遺言の用例として①、Aの子等で「自分の死亡時生存しているか自分の死後に生まれた子」②、Aの子等で①の条件を満たし、かつ現に生存している子等の誰よりも前に既得権を与えられた21歳以上の子、③、①・②の条件の下でAの子等ではなくAの孫。④、子が生れるまでは生涯A、子が生れたらAの子。といった文言が挙げられている(s. 42(3), sch. 1 para. 6 (3))。

(3) (2)の規定は養子決定前における養子の所有財産及びそれからの収益に対しては何の影響も与えない (s. 42(4), sch. 1, para. 6(4))。

(4) 55才以上の女性が養子縁組をし、養子のため財産処分に関する証書を残しても、その子はこの女性及びその夫の子として取扱われることはない (s. 42(5), sch. 1, para. 6(5))。

さらに子の出生時を条件とする処分があった場合<sup>7)</sup>について、非嫡出子が実親の一方を養親とする縁組をしている場合、1969年改正家族法第二部(非嫡出子に関する)の権利は影響を受けない(s. 43(1), sch. 1, para. 14(1))。例えば遺言者 testator A が指定した一定の時に生存している最年長の孫に遺贈する旨を遺言し1976年に死亡し、Aの娘が1977年に非嫡出子Bを出産し、BがAの最年長の孫である場合、Aの息子が結婚し1978年に子をもうけ、その後Bにつき母を単独の養親として養子縁組がなされた場合に43条1項は適用される。したがってBは当初から引き続きAの最年長の孫であることに変わりない(s. 43(2), sch. 1, para. 14(2))。

受託者 trustees 及び人格代表者 personal representative の保護については1958年法17条3項と同様の規定が整備され1976年法45条1項～3項(1975年児童法 sch. 1, para 15(1)～(3))に置かれている。貴族の称号等の相続に関する特例については1958年法16条3項の規定が1976年法43条、1項～3項となっている(1975年児童法 sch. 1, para. 10, 16(1), 16(2))。内容は同一で養子決定により爵位や貴族の称号 peerage of dignity or title of honour の相続及びこれらのものと共に移転する財産の相続 devolution には影響を与えないことが規定されている。

子に関する年金・保険に関する1958年法48条・49条も1976年法にそのまま受けつがれている。すなわち子は養子決定の日から実親の子でなくなるから子に支払われ又は子の利益のために支払われる年金 pension で養子決定時に支払期に達しているものについては実親の子として支払を受けることができる (s. 48, sch. 1, para. 8)。子の実親が子のため共済組合や生命保険等に参加していた場合、養親が保険証券等に関する権利・義務を承継する(s. 49, sch. 1, para. 11)。

7) ①、処分には帰属決定権 power of appointment の付与及びその他の財産的利益、権利の処分を含む。帰属決定権には有償約因 valuable consideration の提供なく財産上の利益 beneficial interest を任意に移転する権限を含む (s. 46(1), sch. 1, para. 2(1))。②、本条は証書のみならず口頭による処分にも適用される(s. 46(2), sch. 1, para. 2(2))。③、遺言者の死亡の日は遺言又はその補足書 codicil が作成された日とする (s. 46(3), sch. 1, para (6))。④、無遺言相続の諸規定は遺言者が死亡直前に作成した証書に含まれるものとして扱われる (s. 46(4), sch. 1, para. 5(3))。⑤、財産処分には限嗣相続財産 entailed interest の創設による処分を含む (s. 46(5), sch. 1, para 17)。

表10 嫡出・非嫡出、年令・性別による養子決定数(1977年)

イングランドとウェールズ

養子縁組 時の年令	全児童	嫡 出 子					非 嫡 出 子				
		計	共 同 養 子		単独養子	計	共 同 養 子		単独養子		
			一方又は 双方が親	どちらも 親以外			一方又は 双方が親	どちらも 親以外			
全 年 令	P	12,748	5,419	4,545	841	33	7,329	3,238	4,026	65	
	M	6,548	2,697	2,253	427	17	3,851	1,627	2,184	40	
	F	6,200	2,722	2,292	414	16	3,478	1,611	1,842	25	
6 カ月以下	M	623	18	1	17	—	605	2	603	—	
	F	534	20	—	20	—	514	6	508	—	
6—8 カ月	M	776	37	1	36	—	739	3	735	1	
	F	639	29	—	29	—	610	2	608	—	
9—11カ月	M	207	21	1	20	—	186	1	184	1	
	F	166	17	—	17	—	149	3	146	—	
1 年	M	310	60	4	56	—	250	51	196	3	
	F	285	63	18	44	1	222	53	168	1	
2 年	M	319	80	41	39	—	239	151	86	2	
	F	272	75	35	40	—	197	121	76	—	
3—4 年	M	911	360	283	77	—	551	443	105	3	
	F	905	344	281	62	1	561	493	95	3	
5—9 年	M	2,116	1,246	1,129	113	4	870	683	170	17	
	F	2,069	1,247	1,140	102	5	822	677	132	13	
10—14年	M	1,070	737	677	49	11	333	243	81	9	
	F	1,122	781	711	63	7	341	245	90	6	
15—17年	M	216	138	116	20	2	78	50	24	4	
	F	208	146	107	37	2	62	41	19	2	

OPCS Monitor FM 3 78/1 Crown Copyright による。Mは男子、Fは女子、Pは合計を示す。

## む す び

以上で養子規定を中心とした1975年児童法の粗描を終える。1975年児童法及び1976年養子法はまだその全部が施行されるに至っているわけではなく裁判所や養子機関に関する規則等が制定されている段階である。したがって新規定の効果を論ずるに足る状況ではないが、1977年度の養子決定に関する統計から新規定の影響を推論しながら稿を閉じることにする。表10は1977年度の養子決定総数を示す。養子決定数は1974年以後減少に向っているが(1974年22,502人、1975年21,299人、1976年17,621人)、1977年度の減少はさらに著しい。わけても実親・親族・継親による養子縁組の減少が目につく。このタイプの縁組はむしろ増加の一途をたどっていた。前掲表2(本誌21号9頁)及び表3(同21号10—11頁)に

より、1962年から1971年まで及び1973年の実親による縁組率を見ると1962年 25.9%、1963年 26.2%、1964年 26.0%、1965年 27.5%、1966年 30.3%、1967年 31.5%、1968年 34.8%、1969年 39.4%、1970年 46.3%、1971年 50.0%、1973年 61.6%と10年余りの間に二倍以上にふえている。但しその後は横這い状態になり、1977年も率では61.6%だが、数では1973年の10,910人に対し7,783人と落ちている。表10は単独養子について親による縁組か否かの区別をしていないので同様に1970年及び1973年について共同養子について親による縁組比率を見ると45.8%及び61.5%となっている。1966年について見ると65%が親・親族以外の者による縁組であり、30%が親（主として実母と継親によるもの。実親だけによる共同養子はほとんど見られない）、5%が親以外の親族による縁組である。

ところで1977年度は4,867人の子が共同養子でどちらも実親でない養親の子とされている。1973年は5,160人であり、293人の減少に止まる。人口調査局の統計によると養子決定数の減少のうち養親の双方又は一方が実親であるタイプの決定率の減少が著しい。1976年に比べ嫡出子について42%減（9月末における比較では50%減）、非嫡出子について19%減（9月末における比較では16%減）となっている。最も減少の激しい嫡出子の場合について、その原因は継親に対して縁組を抑制する1975年児童法11条4項（1976年法15条4項）の効果であると思われる。同条は、養子決定申請者が子の継親である場合、裁判所が1973年婚姻訴訟事件法42条（監護決定）により処理するのが適当であると考えられる場合には裁判所は申請を却下しなければならないとしている。この規定は実親・親族・継親による縁組に代えて1975年児童法が創設した監護者権決定と同趣旨のものである。こうしたタイプの縁組は血縁や婚姻による連繋のないところに親子関係を創設するという本来の縁組とは異なるものであり、非嫡出子の身分を隠し又は実親との関係を断ち再婚家庭に前婚の子を完全に取り込むことを目的としていた。ホートン委員会は身分の隠蔽は子の利益に反すること、子の養育のためには親族・継親に監護権を与え、それを実親と争いうる制度としておくことで足りるのであってこのタイプの縁組により実親やその親族から子を断絶することは避けるべきであるという理由で（para. 94—114）、このタイプの縁組を禁止又は制限し、さらに増加する里親・里子間の法的安定を確保する目的も併せて、縁組に代わる監護者権決定制度を勧告し（Cmnd 17）、それが1975年児童法に採用された。この制度が縁組に代わるか否かは法の実施を見なければ分らないが、この制度に関連する11条4項が縁組傾向に明らかな変化を生んでいると見ることが正しければ、監護者権決定制度を含め1975年児童法が養子法に与える影響は早い速度で、しかも確実に現れるのではなからうか。

なお、監護者権決定制度については稿を改めることにし、本稿からは除いた。